

平成二十年
六 月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第千九百八十三号から
第千九百九十号まで

公布又は 公示番号	題 名	公報番号	日
三五	秋田県公益認定等委員会条例の施行 期日を定める規則	一九八五	一〇
規 則			
告 示			
二六〇	皆伐面積の限度	号外一	二
二六一	特定調達契約に係る一般競争入札に 参加する者に必要な資格等	一九八六	一三
二六二	開発行為に関する工事の完了	一九八三	三
二六三	介護保険法による指定市町村事務受 託法人の指定	一九八四	六
二六四	土地区画整理事業の終了の認可	〃	〃
二六五	浸水想定区域及び浸水した場合に想 定される水深の公表	〃	〃
二六六	水防警報をする河川の指定	〃	〃
二六七	救急病院等でなくなった医療機関	一九八五	一〇
二六八	農地保有合理化事業規程の変更の承 認	〃	〃
二六九	公共測量実施の通知	〃	〃
二七〇	建築基準法による道路位置の指定	〃	〃
二七一	県議会定例会の招集	号外一	一一
二七二	軽油引取税に係る特約業者の指定	一九八六	一三
二七三	家畜伝染病の発生	〃	〃
二七四	農地保有合理化事業規程の変更の承 認	〃	〃
二七五	開発行為に関する工事の完了	〃	〃
二七六	生活保護法による介護機関の指定	一九八七	一七
二七七	生活保護法による指定介護機関の変 更	〃	〃
二七八	定期種畜検査による種畜証明書の交 付	一九八七	一七
二七九	開発行為に関する工事の完了	〃	〃
二八〇	建築基準法による道路位置の指定	〃	〃
二八一	平成二十年毒物劇物取扱者試験の 実施	一九八八	二〇
二八二	道路の供用開始	一九八九	二四
二八三	県外産業廃棄物の搬入に係る協議等 の状況の公表	一九九〇	二七
二八四	平成二十年度家畜商講習会の実施	〃	〃
二八五	道路の供用開始	〃	〃
二八六	道路区域の変更	〃	〃
二八七	〃	〃	〃
二八八	〃	〃	〃
二八九	〃	〃	〃
二九〇	〃	〃	〃
二九一	〃	〃	〃
二九二	建築基準法による指定構造計算適合 性判定機関の指定	〃	〃
公 告			
〇	土地改良区の定款変更の認可	一九八三	三
〇	応急入院指定病院の指定	一九八四	六
〇	土地改良区の定款変更の認可	一九八五	一〇
〇	市町村営土地改良事業の施行の同意	〃	〃
〇	危険物の取扱作業の保安に関する講 習の実施	一九八六	一三
〇	特定調達契約に係る一般競争入札の 実施	〃	〃
〇	特定非営利活動法人の設立の認証の 申請	〃	〃
〇	土地改良区の役員 の届出	一九八六	一三
〇	土地改良区の役員 の退任の届出	一九八七	一七
〇	特定調達契約に係る一般競争入札の 実施 二件	〃	〃
〇	特定非営利活動法人の設立の認証の 申請	一九八八	二〇
〇	土地改良区の土地改良事業計画の変 更等の認可	〃	〃
〇	特定調達契約に係る一般競争入札の 実施 三件	一九八九	二四
〇	特定非営利活動法人の設立の認証の 申請	〃	〃
〇	特定調達契約に係る落札者の決定	一九九〇	二七
〇	特定非営利活動法人の設立の認証の 申請	〃	〃
〇	財政状況の公表	号外一	三〇
教育委員会告示			
一一	教育委員会会議の開催	一九八四	六
選挙管理委員会告示			
四四	個人演説会を開催することができる 施設の指定解除	一九八六	一三
四五	個人演説会を開催することができる 施設の指定	〃	〃
四六	選挙権を有する者の総数の五十分の 一の数及び三分の一の数	〃	〃
四七	各選挙区における選挙権を有する者 の総数の三分の一の数	〃	〃
四八	政治団体の設立の届出	一九九〇	二七
四九	政治団体の届出事項に異動があった	〃	〃

<p>五〇 旨の届出 政治団体の解散の届出 一九九〇 二七</p> <p>五一 政治団体の収支に関する報告書 ” ” ”</p> <p>五二 公職の候補者の資金管理団体の届出 ” ” ”</p> <p>五三 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出 ” ” ”</p> <p>五四 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出 ” ” ”</p>	<p>人事委員会規則</p> <p>○人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則 一九八五 一〇</p> <p>○人事委員会規則八―六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則 一九九〇 二七</p>	<p>公安委員会規則</p> <p>七 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 一九九〇 二七</p>	<p>公安委員会告示</p> <p>五六 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施 一九八七 一七</p>	<p>労働委員会告示</p> <p>三 秋田県労働委員会のおっせん員候補者の氏名、履歴等 一九八四 六</p>	<p>収用委員会告示</p> <p>五 収用の裁決手続の開始の決定 一九八三 三</p> <p>六 土地収用事件の審理の開始 一九八四 六</p> <p>七 収用の裁決手続の開始の決定 一九九〇 二七</p> <p>八 土地収用事件の審理の開始 ” ” ”</p>	<p>収用委員会の公示による通知</p>
<p>そ の 他</p> <p>○土地収用事件の審理開始の公示による通知 一九八四 六</p> <p>○土地収用事件の審理開始の公示による通知 一九九〇 二七</p>	<p>正 誤</p> <p>○平成十九年十一月二十七日付け秋田県告示第五百五十九号の正誤 一九八六 一三</p> <p>○平成二十年二月八日付け秋田県告示第七十一号の正誤 ” ” ”</p> <p>○平成二十年四月四日付け秋田県告示第七十八号の正誤 一九八七 一七</p>					
<p>発行者 秋 田 県</p> <p>秋田市山王四丁目一番一号</p> <p>購読料金 一月三千六百七十五円(税込)</p>	<p>印刷所 秋田県印刷株式会社</p> <p>秋田市山王七丁目五番二十九号</p> <p>電話(0187)8766 FAX(0187)8766</p> <p>E-mail:matsubarata@matsubarata.co.jp</p>					